

マイクロチップ（略：MC）装着等義務化の整理表

令和4年6月1日から、犬猫へのマイクロチップの装着や環境省データベースへの登録等に義務等が発生します。

■一般飼い主等（犬猫販売業以外の動物取扱業者も含む）

R4.5.31まで	R4.6.1以降の義務等	動愛法	
これから飼う	MC装着・登録済で飼い始めた！ ・購入した ・譲渡もらったなど	<ul style="list-style-type: none"> ★店等から飼い主に所有者が変わったことを変更登録する義務 ★変更登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	第39条の6第1項第2号 第39条の5第8項
これから飼う	MC未装着で飼い始めた！ ・譲渡もらった ・子猫を保護したなど	<ul style="list-style-type: none"> ★MC装着は努力義務 ★装着したら、所有者登録は義務 ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	第39条の2第2項 第39条の5第1項第1号 第39条の5第8項
既に飼っている（MC未装着）	継続して飼う！	<ul style="list-style-type: none"> ★MC装着は努力義務 ★装着したら、所有者登録は義務 ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	第39条の2第2項 第39条の5第1項第1号 第39条の5第8項
既に飼っている（MC装着・登録済（※1））	継続して飼う！	<ul style="list-style-type: none"> ★環境省のデータベースへ移行登録できる ★移行登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	附則第5条第2項 第39条の5第8項

■犬猫販売業者

R4.5.31まで	R4.6.1以降の義務等	動愛法	
これから取得する	新たに取得 ・子犬猫の誕生など	<ul style="list-style-type: none"> ★MC装着は義務 ★装着したら、所有者登録は義務 ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	第39条の2第1項 第39条の5第1項 第39条の5第8項
これから取得する	MC装着・登録済で新たに取得 ・親犬猫の購入 ・販売犬猫の入荷など	<ul style="list-style-type: none"> ★所有者情報の変更登録は義務 ★変更登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	第39条の6第1項第1号 第39条の5第8項
飼養管理中（MC未装着）	継続して飼養管理	<ul style="list-style-type: none"> ★MC装着は努力義務 ★装着したら、所有者登録は義務 ★登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	環境省令附則第4条（※2） 第39条の5第1項第1号 第39条の5第8項
飼養管理中（MC装着・登録済（※1））	継続して飼養管理	<ul style="list-style-type: none"> ★環境省のデータベースへ移行登録は義務（R4.6.30までに） ★移行登録後に、住所や電話番号などの情報が変わったら変更届の義務 	附則第5条第1項 第39条の5第8項

※1 令和4年5月31日までのマイクロチップ登録は、民間の管理するマイクロチップデータベースを指す。

※2 環境省令については「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和4年4月5日環境省令第16号）」を指す。



犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
環境省データベースへの登録等はこちら

環境省データベースへの移行登録受付サイト
令和4年6月30日まで移行登録**無料**



作成：群馬県食品・生活衛生課
027-226-2442 令和4年6月